

月形町強靱化計画

(2025年～2029年)



令和7年4月

月形町

【目 次】

第1章 はじめに

1 計画の策定趣旨	1
2 計画の位置付け	1
3 地域防災計画と国土強靱化地域計画	2
4 計画期間	2

第2章 月形町強靱化計画の基本的考え方

1 月形町の概況と災害の記録	3
2 月形町強靱化計画の基本目標	4
3 本計画の対象とするリスク	5

第3章 脆弱性評価

1 脆弱性評価の考え方	6
2 リスクシナリオ「起きてはならない最悪の事態」の設定	6
3 評価の手順	6
4 評価の結果	8

第4章 強靱化のための施策プログラム

1 施策プログラムの考え方	31
2 施策推進の指標となる目標値の設定	31
3 施策の重点化	31
4 推進事業の設定	31
5 施策プログラム及び推進事業の一覧	34

第5章 計画の推進管理

1 計画の推進期間等	55
2 計画の推進方法	55

第1章 はじめに

1 計画の策定趣旨

2011年に発生した東日本大震災の経験を通じ、不測の事態に対する我が国の社会経済システムの脆弱さが明らかになり、今後想定される首都直下地震や南海トラフ地震等の大規模自然災害に対する備えが、国家的な重要課題として認知されることになりました。

こうした中、国においては、2013年12月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災に資する国土強靱化基本法」（以下「基本法」という。）が施行され、2014年6月には、基本法に基づく「国土強靱化基本計画」（以下「基本計画」という。）が閣議決定され、策定から5年が経過した2019年12月には国土強靱化を取り巻く社会情勢の変化や策定後の災害から得られた知見などを反映した基本計画を見直すとともに、計画に位置付けた重点化すべきプログラム等を推進するための「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」が閣議決定されました。

北海道においても、高確率で発生が想定されている日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震をはじめ、火山噴火や豪雨・豪雪などの自然災害リスクに対する取り組みを進め、北海道の強靱化を図るための地域計画として、「北海道強靱化計画」を2015年3月に策定するなど、今後の大規模自然災害等に備え、事前防災及び減災に係る施策を総合的に推進するための枠組みが順次整備されてきています。

この間、本町においても、これまでの災害や東日本大震災等の教訓を踏まえ、「月形町地域防災計画」を見直し、2018年に発生した胆振東部地震の経験から、備蓄品などの見直しも行い、防災・減災のための取り組みを強化してきたところであります。

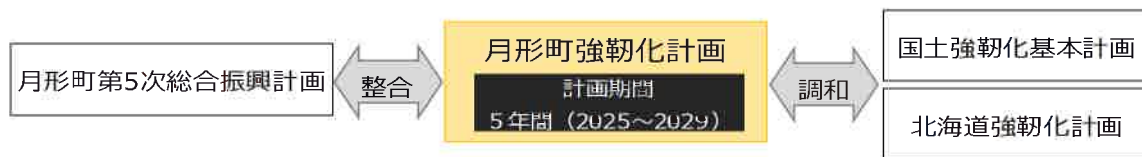
本町における自然災害に対する脆弱さを見つめなおし強靱化を図ることは、今後想定される大規模自然災害から町民の生命・財産を守り、本町の持続的な成長を実現するために必要であるのみならず、国・北海道全体の強靱化を進めるうえでも不可欠な課題であり、国・北海道・民間事業者・町民の総力を結集し、これまでの取り組みを加速していかなければなりません。

こうした基本認識の下、本町における国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、「月形町強靱化計画」を策定します。

2 計画の位置付け

本計画は、基本法第13条に基づく国土強靱化地域計画として策定するものであり、国土強靱化に関係する部分について地方公共団体における様々な分野の計画等の指針となるものと位置づけられています。

このため、月形町第5次総合振興計画や他の分野別計画と連携しながら、重点的・分野横断的に推進する計画として、防災計画や産業、医療、エネルギー、まちづくり、交通等の国土強靱化に関連する部分の施策と連携しながら、長期的な視点に立って一体的に推進します。



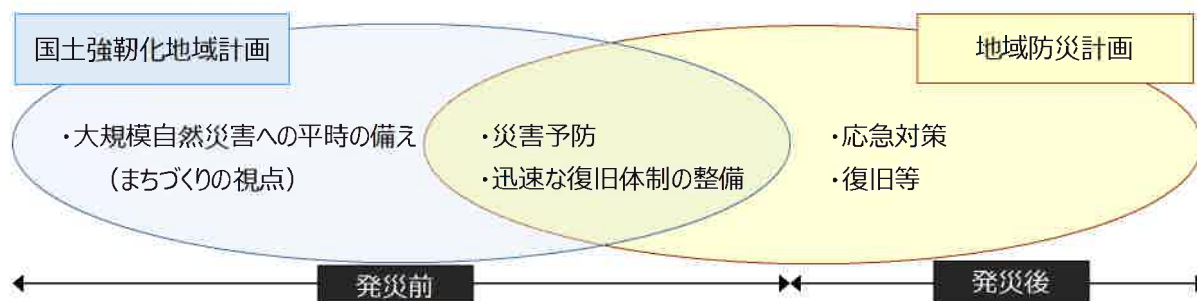
3 地域防災計画と国土強靱化地域計画

本町における災害への取組みについて定めた計画としては、既に「月形町地域防災計画」があります。

月形町地域防災計画は、地震や洪水など、災害の種類ごとに防災に関する業務等を定めるものであり、災害対策を実施する上での予防や災害発生後の応急対策、復旧等に視点を置いた計画となっています。

これに対して国土強靱化地域計画は、平時の備えを中心に、まちづくりの視点も合わせたハード・ソフト両面での包括的な計画となります。

両者は互いに密接な関係を持ちつつ、それぞれが自然災害の発生前後において必要とされる対応について定めています。



4 計画期間

計画期間は5年間とします。【2025～2029年度の5年間】

月形町第5次総合振興計画【前期計画】の実行期間（2025～2029年度の5年間）との整合性を図ります。

また、国や北海道における強靱化の状況、社会情勢の変化に応じた施策の推進が必要となることから、計画期間中においても、適切な進行管理に努めていきます。

第2章 月形町強靱化計画の基本的考え方

1 月形町の概況と災害の記録

(1) 位置及び面積

月形町は、北海道の中央部から北西に位置し、南東は石狩川を隔てて美瑛市、岩見沢市に、西は当別町に、南は新篠津村に、北は浦臼町に接しています。東端東経 141 度 46 分、西端東経 141 度 35 分、南端北緯 43 度 16 分、北端北緯 43 度 27 分であり、東西 15.6 km、南北 12.8 km、面積 150.40 km²となっています。

(2) 地勢及び気候

西方増毛山麓に源流を発する須部都川、札比内川、厚軽臼内川、中小屋川等の清流は石狩川にそそぎ、高丘がその間に展開し、東南部で石狩平野の一部を形成しており、約 3 千数百ヘクタールの肥沃な耕地が広がっています。石狩川流域には泥炭層が積み重なり、泥炭地開拓の中、石狩川から引く篠津運河の設置などにより、農地の土地改良事業が進められてきました。

気候は、やや内陸性気候ですが、冬は北西の寒風が増毛山脈によってさえぎられるので、比較的積雪が多いわりに、寒気はさほどでもありません。7～8 月の平均気温は 20～22 度、1～2 月は平均零下 6～9 度ぐらいで、1 年を通じて風弱く、過ごしやすい気候ではありますが、近年、地球温暖化の影響により、最高気温は 30 度を超え、最低気温はマイナス 20 度近くまで下がることが増えてきています。

積雪は 180～200cm 内外で、年間降水量は、1600～1700mm/m²となっています。

(3) 災害の記録

本町の災害の記録を顧みると、水害、冷害、台風、雪害に大別され、なかでも水害は、石狩川の氾濫のほか、中小河川の増水によるものです。

【過去の主な自然災害】

(水害) 昭和 50 年の台風 6 号による集中豪雨での石狩川の氾濫

・全町：床上下浸水 286 戸、田畑の被害 266ha など

(水害) 昭和 56 年の台風 12 号による集中豪雨での石狩川の氾濫

・全町：床上下浸水 57 戸、田畑の被害 1,018ha など

(地震) 平成 30 年北海道胆振東部地震

・震度震度 4【月形町】

・町内全域で停電が発生、復旧まで最長で約 43 時間（ブラックアウトを含む） など

(雪害) 平成 23 年 12 月から平成 24 年 3 月までの豪雪被害

・最大積雪深 265cm (2 月 17 日) ・累積降雪量 1,384cm (3 月 31 日)

・被害状況：人的被害 重症 2 名、公共施設・農業施設の被害甚大

2 月形町強靱化計画の基本目標

本町における強靱化の意義は、大規模自然災害から町民の生命、財産を守り、重要な社会経済機能を維持することに加え、本町がもつポテンシャルを活かしたバックアップ機能を強化し、国及び北海道の強靱化に積極的に貢献していくことにあります。

また、本町の強靱化は、大規模自然災害への対応を見据えつつ、産業、交通、エネルギー、まちづくりなど、幅広い分野における機能の強化を平時の段階から図ろうとする取り組みであり、人口減少対策や地域経済の活性化など、本町が直面する平時の政策課題にも有効に作用し、本町の持続的成長につながるものでなければなりません。

こうした見地から、本町のみならず国家的な課題として、国、北海道、市町村、民間がもつ政策資源を結集し、総力を挙げて取り組む必要があります。以上の考え方を踏まえ、本町の強靱化を進めるにあたっては、国の基本計画に掲げる「人命の保護」「国家及び社会の重要な機能の維持」「国民の財産及び公共施設の被害の最小化」「迅速な復旧復興」という4つの基本目標や、北海道強靱化計画に掲げる、「生命・財産と社会経済システムを守る」「北海道の強みを活かし、国全体の強靱化に貢献する」「持続的成長を促進する」という3つの目標に配慮しつつ、次の3つを独自の目標として掲げ、関連施策の推進に努めるものとします。

【月形町強靱化計画の基本目標】

- ①大規模自然災害から町民の生命、財産及び社会経済機能を守る
- ②月形町の強みを生かし、国・北海道全体の強靱化に貢献する
- ③災害に強い地域社会や地域経済の実現と迅速な復旧、復興体制の確立を図る



月形町の持続的成長を促進する

3 本計画の対象とするリスク

強靱化の対象となるリスクは、自然災害のみならず、大規模事故など幅広い事象が想定されますが、「北海道強靱化計画」が首都直下地震や南海トラフ地震など、広域な範囲に甚大な被害をもたらす大規模自然災害を対象としていることなども踏まえ、本計画においても大規模自然災害を対象とします。

また、大規模自然災害の範囲については、基本目標①に掲げる「町民の生命、財産及び社会経済機能を守る」という観点から、本町に甚大な被害をもたらすと想定される自然災害全般とし、さらに、目標②に掲げる「月形町の強みを生かし、国・北海道全体の強靱化に貢献する」という観点から、道内外における大規模自然災害についても、本町として対応すべきリスクの対象とします。

(1) 地震

ア 海溝型地震

- ・千島海溝南部・日本海溝北部（三陸沖北部・十勝沖）
- ・日本海東縁部（北海道南西沖・留萌沖・北海道北西沖）

イ 内陸型地震

- ・活断層帯（石狩低地東縁断層帯、サロベツ断層帯、黒松内低地断層帯、当別断層帯、増毛山地東縁断層帯、十勝平野断層帯、富良野断層帯）

(2) 豪雨/暴風雨/竜巻

- ・過去30年の台風接近数は、北海道では年平均2個（全国平均約6個）と比較的少ないが、これまでも低気圧前線の張りだしに台風が重なることによる大水害や、前線性降雨や台風による浸水被害が道内各所で発生しており、近年においては、地球温暖化の影響で集中豪雨による災害が頻繁に発生

(3) 豪雪/暴風雪

- ・寒冷多雪地域である北海道では、大雪や雪崩、吹雪による交通障害、家屋の倒壊、人的被害が頻繁に発生

(4) 道外における主な自然災害リスク

ア 首都直下型地震

- ・発生確率 M7クラス、30年以内に70%
- ・被害想定 死者2.3万人、負傷者12.3万人、避難者720万人
建物全壊61万棟、経済被害95.3兆円、被害範囲1都8県

イ 南海トラフ地震

- ・発生確率 M8～9クラス、30年以内に70%～80%
- ・被害想定 死者23.1万人、負傷者52.5万人、避難者880万人
建物全壊209.4万棟、経済被害213.7兆円、被害範囲40都府県

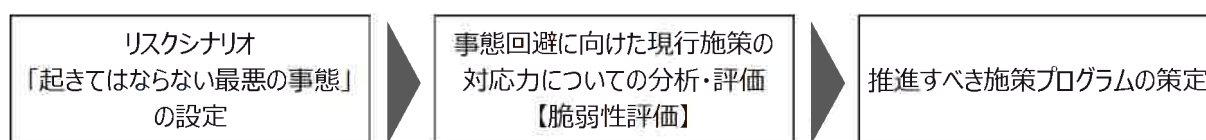
第3章 脆弱性評価

1 脆弱性評価の考え方

大規模自然災害に対する地域の脆弱性を分析・評価すること（脆弱性評価）は、国土強靱化に関する施策を策定し、効果的、効率的に推進していく上で必要不可欠なプロセスであり（基本法第9条第5号）、国土強靱化基本計画や北海道強靱化計画においても、脆弱性評価の結果を踏まえた施策の推進方策が示されています。

本町としても、本計画に掲げる強靱化に関する施策の推進に必要な事項を明らかにするため、国が実施した評価手法や「国土強靱化地域計画策定ガイドライン」等を参考に、以下の枠組みにより脆弱性評価を実施しました。

【脆弱性評価を通じた施策検討の流れ】



【脆弱性評価において想定するリスク（自然災害）】

過去に町内で発生した自然災害による被害状況、各種災害に係る発生確率や被害想定等を踏まえて、今後、本町に甚大な被害をもたらすと想定される自然災害全般をリスクの対象として、評価を実施しました。

また、国土強靱化への貢献という観点から、町内・道内の大規模自然災害に加え、首都直下型地震や南海トラフ地震など、道外における大規模自然災害のリスク低減に向けた本町の対応力についても、併せて評価しました。

2 リスクシナリオ「起きてはならない最悪の事態」の設定

国の基本計画や北海道強靱化計画で設定されている「事前に備えるべき目標」及び「起きてはならない最悪の事態」をもとに、積雪寒冷など本町の地域特性等を踏まえるとともに、施策の重複などを勘案し、「最悪の事態」区分の整理・統合・絞り込み等を行い、本町の脆弱性評価の前提となるリスクシナリオとして、7つのカテゴリーと19の「起きてはならない最悪の事態」を設定します。

3 評価の手順

リスクシナリオに定めた19の「起きてはならない最悪の事態」ごとに、関連する現行の施策の推進状況や課題等を整理し、事態の回避に向けた現行施策の対応力について、分析・評価を行いました。評価に当たっては、施策の進捗度や達成度を定量的に把握するため、現状の数値データを収集し、参考指標として活用しました。

【リスクシナリオ「起きてはならない最悪の事態」】

カテゴリー【7】		リスクシナリオ「起きてはならない最悪の事態」【19】	
1 人命の保護		1-1	地震等による建築物等の大規模倒壊や火災に伴う死傷者の発生
		1-2	火山噴火・土砂災害による多数の死傷者の発生
		1-3	異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水
		1-4	暴風雪及び豪雪による交通途絶等に伴う死傷者の発生
		1-5	積雪寒冷を想定した避難体制等の未整備による被害の拡大
		1-6	情報伝達の不備・途絶等による死傷者の拡大
2 救助・救急活動等の迅速な実施		2-1	被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止
		2-2	消防、警察、自衛隊等の被災等による救助・救急活動の停滞
		2-3	被災地における医療・福祉機能等の麻痺
3 行政機能の確保		3-1	行政機能の大幅な低下
4 ライフラインの確保		4-1	エネルギー供給の停止
		4-2	食糧の安定供給の停滞
		4-3	上下水道等の長期間にわたる機能停止
		4-4	町外との基幹交通及び地域交通ネットワークの機能停止
5 経済活動の機能維持		5-1	サプライチェーンの寸断や中枢機能の麻痺等による企業活動等の停滞
6 二次災害の抑制		6-1	ため池の機能不全等による二次災害の発生
		6-2	農地・森林等の荒廃による被害の拡大
7 迅速な復旧・復興等		7-1	災害廃棄物の処理の停滞等による復旧・復興の大幅な遅れ
		7-2	復旧・復興等を担う人材の絶対的不足

4 評価の結果

1 人命の保護

1-1 地震等による建築物等の大規模倒壊や火災に伴う死傷者の発生

【1-1-1】住宅・建築物等の耐震化

① 民間住宅・建築物等の耐震化

- ・住宅の耐震化率は95%の目標に対し90.6%（2021年4月現在）
※多数の者が利用する建築物の耐震化率は100%
- ・木造住宅等の耐震診断、耐震改修に対する助成制度により耐震化を推進

- 引き続き「北海道耐震改修促進計画」における目標である耐震化率95%の達成に向けて取り組む必要がある。

② 公共建築物の耐震化

- ・小学校・中学校については、耐震化済み（2006年実施）
- ・町営住宅は一部を除き耐震化済
- ・町営の避難施設は、すべて耐震化済（2025年3月現在）

部門別計画	北海道耐震改修促進計画（2021年度～2025年度）
-------	----------------------------

【1-1-2】建築物等の老朽化対策

① 民間建築物等の老朽化対策

- ・「月形町における空き家等の適正な管理に関する条例」の施行（2014年12月）による空き家の適正管理の推進
- ・管理不全空家のパトロール、所有者等への指導・助言、空き家等発生抑制の周知啓発

- 空き家等の所有者に対し、適正管理や老朽化防止の必要性を周知する必要がある。
- 空き家等の発生抑制、空き家等の利活用を促進する必要がある。

② 公共建築物の老朽化対策

- ・「公共施設等総合管理計画」により、公共施設等の全体の状況を把握し、長期的な視点をもって、公共施設等の最適な配置及び維持管理を実施する。

- 公共施設の適切なスクラップアンドビルドを推進する必要がある。

部門別計画	月形町公共施設等総合管理計画（2016年度～2026年度）
-------	-------------------------------

【1-1-3】避難場所等の指定・整備

① 避難場所及び避難所の指定・整備

- ・「月形町地域防災計画」に基づき指定避難所・一時避難場所（指定緊急避難場所）を指定
指定避難所：7 か所（2025 年 3 月現在）
- ・町のホームページ、2019 年度に全戸配布した防災ガイドブック（防災マップ掲載）などにより指定避難所等を周知

- 出前講座などを通じて、避難所や避難行動の周知を徹底する必要がある。
- 避難所運営訓練の実施や地域との連携など、避難所の運営体制を構築する必要がある。

② 福祉避難所の指定等

- ・「月形町地域防災計画」に基づき災害時要援護者用避難施設を確保
災害時要援護者用避難施設：5 か所（2025 年 3 月現在）福祉施設との協定

- 避難生活に特段の配慮を要する方のための、福祉避難所の確保に努めるとともに、円滑で迅速な避難の実施、避難者の受入方法等を整備する必要がある。
- 社会福祉施設及び医療機関が被災した場合の入所者・入院者の避難先確保や人的・物的支援について検討する必要がある。

部門別計画	月形町地域防災計画
-------	-----------

【1-1-4】緊急輸送道路等の整備

① 緊急輸送道路等の整備

- ・一般国道の整備（国道 275 号の整備～交通安全対策）
- ・道路改良及び交通安全施設の整備（道道 月形幌向線・岩見沢月形線・月形厚田線）

- 緊急輸送道路の計画的な整備を各関係機関へ推進する必要がある。
- 緊急輸送道路を跨ぐ橋梁等の定期的な点検と計画的な修繕を推進する必要がある。

1 人命の保護

1-2 火山噴火・土砂災害による多数の死傷者の発生

【1-2-1】警戒避難体制の整備

① 火山噴火に対する警戒避難体制の整備

・道内の常時観測火山：9 火山

アトサヌプリ、雌阿寒岳、大雪山、十勝岳、樽前山、倶多楽、有珠山、北海道駒ヶ岳、恵山

- 本町は、北海道地域防災計画における「火山周辺市町村」には該当しないが、大規模な火山噴火に伴う降灰に対する警戒が必要である。

1 人命の保護

1-3 異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水

【1-3-1】洪水・内水ハザードマップの作成

① 洪水ハザードマップの活用

・月形町防災ガイドマップに掲載した「防災マップ」の有効活用（想定し得る最大規模の降雨）

- 防災マップの町民への周知の徹底を図る必要がある。

部門別計画

月形町地域防災計画

【1-3-2】河川改修等の治水対策

① 河川改修等の治水対策

- ・国及び北海道管理河川における治水対策の推進
- ・町管理河川の計画的な立木伐採と浚渫の実施や護岸整備の推進
- ・降雨時における浸水被害の防止
- ・道路冠水の頻出箇所の重点的なパトロールの実施

- 気候変動の影響を踏まえた適切な河川管理を行う必要がある。
- 道路冠水箇所のパトロールや雨水管の整備などの雨水対策を推進する必要がある。

② 北村遊水地事業の円滑な実施

- ・北村遊水地事業による治水対策の推進（国）

■ 関係機関との連携により、北村遊水地事業を円滑に実施する必要がある

【参考】

北村遊水地事業

戦後最大規模である 1981 年 8 月上旬規模の洪水流量を安全に滞留させることを目標とした石狩川中流部における新たな遊水地の整備事業

河道整備や支川の洪水調節施設と合わせ、石狩川下流域の市街地や農地を浸水被害から守る。

- ・北村遊水地

遊水地面積 950ha、洪水調節容量 4,200 万 m³

1 人命の保護

1-4 暴風雪及び豪雪による交通途絶等に伴う死傷者の発生

【1-4-1】暴風雪時における道路管理体制の強化

① 暴風雪時における道路管理体制の強化

- ・除排雪担当部署及び除排雪委託業者によるパトロールの実施
- ・交通障害の発生が予想される気象状況下での町ホームページ、町公式 LINE などによる注意喚起の実施
- ・除排雪委託業者と協力した除雪体制の整備による通行止めの規制解除

■ 除雪状況や交通規制に関する適時の情報提供に取り組む必要がある。

■ 除排雪における体制整備と、事業者を含めた道路管理体制を維持する必要がある。

【1-4-2】除排雪体制の確保

① 除排雪体制の確保

- ・町保有除排雪機械 14 台、事業者保有除雪機械 3 台（2025 年 3 月現在）
- ・本格的な降雪前における広報での町民への雪処理マナーの啓発

■ 除排雪機械の適切な更新と、除排雪委託業者における除排雪体制を確保する必要がある。

② 高齢者世帯等に対する支援

- ・高齢者、障がい者世帯等に対する屋根の雪下ろし費用の一部助成の実施

- ・高齢者、障がい者等世帯に対する玄関・窓等の除雪サービスの提供

- 社会福祉協議会や町内会等が実施するボランティア除雪と連携した取り組みが必要である。

部門別計画	月形町地域防災計画 月形町総合保健福祉計画
-------	--------------------------

1 人命の保護

1-5 積雪寒冷を想定した避難体制等の未整備による被害の拡大

【1-5-1】積雪寒冷を想定した避難所等の対策

① 積雪寒冷を想定した避難所等の対策

- ・毛布・ストーブ等の資機材の計画的な備蓄

防寒対策用資機材の備蓄状況（2025年3月現在）

品名	数量
ポータブルストーブ	26台
毛布	200枚

- 避難所における冬季防寒対策を推進する必要がある。

部門別計画	月形町地域防災計画
-------	-----------

1 人命の保護

1-6 情報伝達の不備・途絶等による死傷者の拡大

【1-6-1】関係機関の情報共有化

① 災害時における情報連絡体制の確保

- ・防災行政無線（移動系・同報系）の整備や町公式 LINE の登録者数の増

機器名	数量
防災行政無線（移動系）	24台
防災行政無線（同報系）	13台
町公式 LINE 登録者数	255人

- 防災行政無線の適正な管理が必要である。
- 災害時における情報収集、伝達に関する関係機関等との連携が必要である。

② 防災情報共有システムの運用

- ・防災情報共有システムの導入
全国瞬時警報システム（J-ALERT）、Em-Net（緊急情報ネットワークシステム）
北海道総合行政情報ネットワーク、北海道防災情報共有システム

- 防災情報共有システムの有効活用が必要である。

部門別計画	月形町地域防災計画
-------	-----------

【1-6-2】住民等への情報伝達体制の強化

① 地域コミュニティの活性化

- 行政区・町内会等と連携し、自主防災組織設立の取組が必要である。

② 住民等への情報伝達体制の強化

- ・避難勧告等の発令基準について、国や北海道の防災気象情報の活用と連携を図る。
- ・各種情報伝達手段の活用【町ホームページ、防災行政無線、町公式 LINE】
- ・各町内会単位の機器によらない情報伝達方法の確立【連絡網作成・回覧板・声かけ等】

- 災害時における効果的な情報伝達と停電時における情報伝達手段の確保が必要である。

部門別計画	月形町地域防災計画
-------	-----------

【1-6-3】通信施設等の防災対策

① 通信施設等の防災対策

- ・役場、町立病院など主要施設における通信設備の防災対策
- ・全国瞬時警報システム（J-ALERT）の活用

- 通信インフラの適正な管理と災害時における行政情報の保全に関する取り組みが必要である。

【1-6-4】高齢者等の要配慮者対策

① 避難行動要支援者対策

- 地域との連携による支援体制の構築と対象者情報の適正管理や活用を図る必要がある。

部門別計画	月形町地域防災計画 月形町総合保健福祉計画
-------	--------------------------

【1-6-5】地域防災活動、防災教育の推進

① 地域防災活動の推進

- ・自主防災組織の状況（2025 年 3 月現在）
組織数：0 組織
- ・防災士会の設置（2025 年 3 月現在）資格取得者 44 人

- 地域における「共助」の取り組みの重要性に関する意識の啓発が必要である。
- 地域ごとの実情を踏まえた行動計画の検討が必要である。

② 消防団の活動体制の強化

- ・消防団員：71 人（うち女性団員 9 人） 充足率：88.7%（2025 年 3 月現在）

- 消防団入団を促進するための勧誘活動等を行い、欠員補充をする必要がある。
- 消防活動技術の向上、資機材の整備等、消防団強化に向けた取り組みを強化する必要がある。

③ 防災教育の推進

- ・関係機関に対する通学路の危険箇所の情報提供や保護者、児童生徒に対する注意喚起や防災に関する授業の実施
- ・学校における定期的な避難訓練の実施

- 学校による定期的な避難訓練の実施や防災に関する授業などを通じて、学校関係者や児童生徒の防災意識の向上に取り組む必要がある。

2 救助・救急活動等の迅速な実施

2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止

【2-1-1】物資供給等に係る連携体制の整備

① 物資供給等に係る連携体制の整備

・北海道及び道内市町村、民間企業・団体等との防災に関する各種協定の締結

- 各種協定に基づく連携、連絡体制を整備する必要がある。
- 引き続き、各種協定の締結による災害時の応援体制を確保する必要がある。

部門別計画	月形町地域防災計画
-------	-----------

【2-1-2】非常用物資の備蓄推進

① 非常用物資の備蓄推進

・非常用物資の計画的な備蓄

食料等の備蓄状況（2025年3月現在）

品名	数量
非常食（アルファ米）	1,300 食
非常食（ビスケット）	240 食
保存水	1,601 本

品名	数量
簡易トイレ	3,670 個
乳幼児用紙おむつ	702 枚
高齢者用紙おむつ	226 枚

これらの他にも衛生用品や医薬品を備蓄

防災資機材の備蓄状況（2025年3月現在）

機器名	数量
発電機	13 台
投光器	13 台

- 各家庭における食料、飲料水等の備蓄に関する意識啓発が必要である。
- 避難所等への備蓄品の適正な配置に関する検討が必要である。

部門別計画	月形町地域防災計画
-------	-----------

2 救助・救急活動等の迅速な実施

2-2 消防、警察、自衛隊等の被災等による救助・救急活動の停滞

【2-2-1】防災訓練等による救助・救急体制の強化

① 実践的な防災訓練等の実施

- ・町や防災会議等による各種訓練の実施による関係機関相互の連携体制の強化
- ・北海道広域消防相互応援協定に基づく道央地区（石狩、後志、空知）参集訓練の実施

■ 効果的な訓練環境の整備などにより災害対応能力を高める必要がある。

② 消防職員の育成

- ・救急救命士の各種研修及び実習による救急教育の推進

■ 救助・救急体制を維持するため、計画的に人材を育成する必要がある。

③ 応急手当、救命処置等の普及啓発

- ・事業所や学校等における救急講習の実施
救急講習受講者数：普通講習 52 人・一般講習 42 人（2024 年度）
- ・AED の取り扱いを含む応急手当の正しい知識と技術を取得するための受講促進

■ 町民に対する救命処置等の普及啓発を行う必要がある。

部門別計画

月形町地域防災計画

【2-2-2】自衛隊体制の維持・拡充

① 自衛隊体制の維持・拡充

- ・陸上自衛隊美唄駐屯地（第 2 地対艦ミサイル連隊）における災害対応
- ・陸上自衛隊の体制が縮小した場合における災害発生時の対応の遅れによる被害拡大の懸念

■ 自衛隊体制の維持・拡充に向けた関係機関等との連携が必要である。

【2-2-3】救急活動等に要する情報基盤、資機材の整備

① 救助活動等に要する情報基盤、資機材の整備

- ・消防車両等の配備状況（2025年3月現在）

機器名	数量
ポンプ・水槽車	4台
積載車	2台
救急車	1台
その他	1台

- ・高機能消防指令センターの充実強化やスマートフォンを活用した映像伝送装置の導入
- ・油圧救助器具、エンジンカッター、チェーンソーなどの救助資機材の整備

■ 救急活動等に要する情報通信基盤や資機材を計画的に整備する必要がある。

② AEDの設置促進

- ・AEDの公共施設や民間施設への導入の促進

■ AEDの公共施設への積極的な導入及び計画的な更新を進める必要がある。

2 救助・救急活動等の迅速な実施

2-3 被災地における医療・福祉機能等の麻痺

【2-3-1】被災時の医療支援体制の強化

① 被災時の医療支援体制の強化

- ・「地域防災計画（医療救護計画）」に基づく被災時における適切な医療救護活動の実施

■ 北海道や医師会等との連携による被災時における医療支援体制の強化を図る必要がある。

② 月形町立病院の医療の充実

- ・医療従事者の確保と研修体制の強化などによる良質な医療提供体制の整備
- ・医療機器の計画的な整備・更新

■ 月形町立病院の診療機能や災害対応力の強化に向けた体制の整備が必要である。

部門別計画

月形町地域防災計画

【2-3-2】災害時における福祉的支援

① 災害時における福祉的支援

・民生委員・児童委員の人数：16人（2025年3月現在）

- 個別の避難支援プランの作成と平時における福祉的支援の担い手の確保、社会福祉協議会等の関係団体との連携を強化していく必要がある。

部門別計画	月形町地域防災計画 月形町総合保健福祉計画
-------	--------------------------

【2-3-3】防疫対策

① 防疫対策

- ・予防接種：各種法定予防接種の実施
- ・感染症予防のため衛生資材の備蓄【消毒用アルコール・ガウン等】

- 感染症予防に関する知識の普及と各種予防接種未接種者への勧奨が必要である。
- 予防接種の適正な実施及び各個人の感染症予防策の実践による感染症の発生・まん延の防止が必要である。

② 応急トイレの整備

・簡易トイレ：3,670個（2025年3月現在）

- 簡易トイレや災害用トイレ袋などの備蓄に努める必要がある。

3 行政機能の確保

3-1 行政機能の大幅な低下

【3-1-1】災害対策本部機能等の強化

① 災害対策本部訓練の実施

・災害対策本部の設置時における事後検証の実施

- 災害対策本部訓練の実施と検証を行うなど、本部機能の強化に向けた取り組みを推進する必要がある。
- 災害時における避難所運営など、職員の動員体制を検証する必要がある。

② 総合的な行政運営や防災等の拠点となる庁舎の機能等の充実

・庁舎の維持のための修繕等の実施

- 防災拠点施設としての機能を維持するため、定期的な庁舎の維持修繕・改修が必要である。

部門別計画

月形町公共施設等総合管理計画

【3-1-2】行政の業務継続体制の整備

① 行政の業務継続体制の整備

- 月形町地域防災計画に基づき、業務継続に重要な事項について、その行動手順の点検や訓練の実施と検証が必要である。
- 災害時における業務継続体制の確立が必要である。（防災拠点のライフラインの確保）

部門別計画

月形町地域防災計画

【3-1-3】広域応援・受援体制の整備

① 広域応援・受援体制の整備

・広域応援に関する自治体間相互の協定の締結

災害時等における北海道及び市町村相互の応援に関する協定

北海道広域消防相互応援協定

- 協定に基づく広域応援の効果的な運用を行うための受援体制を整備する必要がある。

4 ライフラインの確保

4-1 エネルギー供給の停止

【4-1-1】再生可能エネルギーの導入拡大

① 再生可能エネルギーの導入拡大

- ・国や北海道と連携し、エネルギーの関連施策を推進する。
- ・公共施設等における再生可能エネルギーの導入の検討

再生可能エネルギーの導入状況（2025年3月現在）

区分	発電量	備考
ペレットボイラー	174KW	1 公共施設

- 既存のエネルギー生産基盤のバックアップとなる再生可能エネルギーの導入拡大の必要がある。

【4-1-2】電力基盤等の整備

① 電力基盤等の整備

- 北海道胆振東部地震におけるブラックアウト発生の教訓を踏まえた対策が必要である。

② 停電時におけるバックアップ体制の構築

- ・庁舎等の防災拠点における非常用電源設備の導入状況～設置済み（2025年3月現在）
- ・指定避難所における非常用電源設備の導入施設：1 箇所（2025年3月現在）

- 庁舎や指定避難所など、防災拠点における停電時の電源対策が必要である。
- 停電時における地域の防災対策や家庭での平時からの備えに対する意識啓発が必要である。

③ 省エネ・ピークカットの推進

- ・公共施設のLED化の推進
- ・町内会街路灯のLED化の推進・補助

- 安定的な電力供給のために電気事業者の供給負荷を低減させる必要がある。

【4-1-3】多様なエネルギー資源の活用

① 多様なエネルギー資源の活用

- 災害時において電力や熱の供給を維持するため、エネルギー構成の多様化を図る必要がある。

【4-1-4】石油燃料等供給の確保

① 石油燃料等供給の確保

- ・「災害時における石油類燃料の供給等に関する協定」の締結
 - 災害時などにおける緊急車両等への石油類の優先給油
 - 災害対策上重要な施設、避難所、医療機関、社会福祉施設等への石油類の優先提供

※南空知地方石油業協同組合～2014 年

※月形町農業協同組合～2019 年

- 災害時における石油燃料等の安定確保に関する取り組みが必要である。
- 災害時における燃料給油拠点の電源対策が必要である。

部門別計画

月形町地域防災計画

4 ライフラインの確保

4-2 食糧の安定供給の停滞

【4-2-1】食糧生産基盤の整備

① 農業の担い手の育成・確保

- ・就農支援制度など新規就農者の育成、確保に関する取組
- ・農業経営の法人化や担い手への利用集積の推進に関する取組

- 農業の担い手の減少による地域農業の衰退や遊休農地の発生を招かないよう、多様な担い手の育成・確保が必要である。

② 農業生産基盤の整備

- ・多面的機能支払交付金を活用した農地や農業用施設の維持管理の実施

- 農業生産基盤を維持するため、土地改良施設の老朽化対策が必要である。
- 農業の経営効率化に向けた農地の大区画化などの農業生産基盤整備の検討が必要である。

- 担い手の減少や高齢化等により、農地や農業用施設の維持管理が困難になる組織の発生が懸念される。

③ スマート農業の推進

- ・国や北海道の事業を活用しながら、スマート農業の普及を促進

- 農業における作業負担の軽減と収益率向上の取り組みが必要である。

部門別計画

月形町農業再生協議会水田収益力強化ビジョン

【4-2-2】地場農産物の付加価値向上と販路拡大

① 地場農産物の付加価値向上と販路拡大

- ・関係機関・団体との協力による安定生産及び品質向上と付加価値向上、販路拡大の取組

- 災害時において食糧の供給を安定的に行うため、平時においても農産物の付加価値向上と販路の拡大により、一定の生産量を確保する必要がある。
- 産業の振興を見据えた地域拠点施設について、総合的に検討していく必要がある。

部門別計画

月形町農業再生協議会水田収益力強化ビジョン

【4-2-3】農産物の集出荷体制の保持

① 農産物の集出荷体制の保持

- ・農産物生産・集出荷体制保持の取組

- 農産物の生産拡大・品質向上を図るために強化した集出荷体制の保持に向けた施設の計画的な維持管理が必要である。

4 ライフラインの確保

4-3 上下水道等の長期間にわたる機能停止

【4-3-1】水道施設等の防災対策

① 水道事業の危機管理体制の保持

- 危機管理マニュアルに沿った訓練の実施により、実効性の確保について検証する必要がある。
- 災害時における月新水道企業団と連携した応急給水・応急復旧体制の構築が必要である。

② 水道施設等の耐震化、老朽化対策

- ・月新上水道事業更新整備計画（2010 年度）に基づく事業の実施【月新水道企業団】
道営基盤整備事業による管路の布設替を優先したため、更新進捗率は約 8%の見込み

水道施設等の防災対策の状況（2025 年 3 月現在）

区分	現状値
配水管耐震率	5.2%
配水池耐震化率	33.3%

- 水道施設の防災対策の推進により、水道施設の安全性の向上を図る必要がある。

部門別計画	月新上水道事業更新整備計画
-------	---------------

【4-3-2】下水道施設等の防災対策

① 下水道施設の耐震化、老朽化対策

- ・月形地区及び市南地区の機能診断（2017 年度）、最適整備構想（2018 年度）に基づく老朽化した処理施設や管渠等の改修及び維持管理

- 防災対策の推進により、施設の安全性の向上を図る必要がある。

② 合併処理浄化槽の設置促進

- ・下水道処理区域外の生活排水の処理に対し、水質の維持保全から合併処理浄化槽設置に対する支援を継続する。

- 災害時における生活排水の公共用水域への流出を防止する必要がある。

4 ライフラインの確保

4-4 町外との基幹交通及び地域交通ネットワークの機能停止

【4-4-1】交通ネットワークの整備

① 町の骨格を形成する幹線道路の整備

- ・国道、主要道道のほか、町道など地域間連絡道路等を骨格となる道路の整備を推進する。

- 災害時における迅速な物資供給及び救急救助活動のため、幹線道路の整備を推進する必要がある。

② 地域公共交通体系の整備

- ・「月形町地域公共交通計画」の策定（2024 年 3 月）
- ・JR 札沼線代替バス、中央バス月形線代替バスの運行体制の充実を図る。
- ・路線バスの利用が難しい地域に居住する町民を考慮したおでかけハイヤー事業の継続
- ・公共交通の乗り継ぎ等による利便性を考慮したバス待合所及び交通結節点の整備検討

- 災害時における町民の交通手段を確保するため、平時から利用者ニーズを把握した適切な公共交通体系を構築する必要がある。
- 地域特性を考慮した交通手段や路線などの確保により、町民生活の利便性の向上を図る必要がある。
- 災害時における運行体制の確保に向けた取り組みが必要である。

部門別計画 月形町地域公共交通計画（2024 年度～2028 年度）

【4-4-2】道路施設の防災対策等

① 道路施設の防災対策

- ・国道の危険箇所の防災点検、計画的な橋梁の耐震補強、長寿命化等の取組（国）
- ・道道における道路の冠水対策、橋梁の長寿命化・耐震化対策等の取組（北海道）
- ・「月形町橋梁長寿命化修繕計画」等に基づく着実な整備と適切な維持管理

橋梁の管理状況（2025 年 3 月現在）

区分	現状値
橋梁の点検率【町道】	100.0%

- 災害時における交通網の確保が必要である。
- 橋梁などの道路施設に関する老朽化対策が必要である。

② 地下埋設物の管理、空洞化対策

- 道路の適正管理による道路環境の維持が必要である
- 路面陥没の早期発見と速やかな補修等の実施が必要である。

③ 街路樹の適切な整備、更新と維持管理

- ・老朽化や生育不良等による倒木等の危険がある街路樹の計画的な更新、撤去及び適正な維持管理

- 災害時における道路の閉塞を防止する必要がある。

部門別計画

月形町橋梁長寿命化修繕計画（2018年度～2027年度）

【4-4-3】広域的な公共交通の維持

① 広域的な公共交通の維持

- ・交通事業者と連携しながら、利用者のニーズを踏まえた効率的かつ利便性の高い路線バスの運行体制を確保する。
- ・交通空白地域等から市街地へのアクセスを確保し、岩見沢方面や札幌方面などへの路線バスへの乗り継ぎをスムーズにするための交通結節点を整備する。

- 路線バスの運行体制の維持、路線バスへの接続機能を有する交通手段等の運行体制の維持が必要である。

5 経済活動の機能維持

5-1 サプライチェーンの寸断や中枢機能の麻痺等による企業活動等の停滞

【5-1-1】企業の業務継続体制の強化

① 企業の業務継続体制の強化

- ・関係機関と連携した企業の業務継続計画（BCP）策定に関する情報提供

■ 関係機関と連携した企業の業務継続体制の整備が必要である。

【5-1-2】被災企業等への金融支援

① 被災企業等への金融支援

- ・被災した中小企業に対する金融支援制度
北海道：北海道中小企業総合振興資金（経営環境変化対応貸付、防災・減災貸付）

■ 被災企業が支援制度を円滑に活用できるよう関係機関との情報共有を図る必要がある。

6 二次災害の抑制

6-1 ため池の機能不全等による二次災害の発生

【6-1-1】ため池の防災対策

① ため池の防災対策

- ・防災重点ため池：1 か所
- ・防災重点ため池のハザードマップ作成率：100%（2025 年 3 月現在）

- 防災重点ため池が破堤した場合の被害想定区域の設定や避難場所等の確保と、地域住民に対する情報提供が必要である。

6 二次災害の抑制

6-2 農地・森林等の荒廃による被害の拡大

【6-2-1】森林の整備・保全

① 森林の整備・保全

- ・計画的な森林整備や天然木と造林木と一緒に育成する針広混交林化の推進による健全な森づくりの推進（国）
- ・道有林における風倒被害地の保安林機能回復のための改植などの森林整備、豪雨時の緊急パトロールや応急措置等による安全の確保（北海道）
- ・林業の担い手の確保や育成に関する取組
空知地域林業担い手確保推進協議会への参画による就業セミナー等の開催
- ・造林、間伐等の森林整備
「豊かな森づくり推進事業」を活用した民有林の造林事業の推進
町有林の計画的な整備・保全
森林経営計画面積の割合：84.2%（2024 年 3 月現在）

- 森林の適正な管理を行うため、林業の担い手の確保に向けた取り組みが必要である。
- 森林が持つ多様な機能を発揮させるための適切な整備・保全が必要である。

部門別計画

月形町森林整備計画（2018 年度～2027 年度）

【6-2-2】農地・農業水利施設等の保全管理

① 農地・農業水利施設等の保全管理

- ・ダム、ため池、用排水路などの農業水利施設等の維持管理
 - 月形ダム、豊ヶ丘ダム、花山ダム（月形土地改良区）
 - 札豊頭首工（月形土地改良区）
 - 徳富ダム（道・新十津川町・雨竜町・浦臼町・月形町及び各地区土地改良区）
 - 総富地頭首工（道・新十津川町・浦臼町・月形町及び各地区土地改良区）
 - 石狩川頭首工（国）
 - 篠津幹線用排水路（国・月形町・当別町・新篠津村・江別市及び各地区土地改良区）
- ・排水機場、揚水機場及び農業用排水路等の適正な維持管理
 - 受益者の灌水被害の最小化
 - 施設機能の経年劣化など、老朽化の進行
- ・ダム、ため池の耐震対策
 - 耐震診断の実施：ダム 1 か所、ため池 1 か所

- 関係機関との連携による農業水利施設の適正な管理が必要である。
- 農業用排水施設の適正な管理と計画的な整備・更新を図る必要がある。

7 迅速な復旧・復興等

7-1 災害廃棄物の処理の停滞等による復旧・復興の大幅な遅れ

【7-1-1】災害廃棄物の処理体制の整備

① 災害廃棄物の処理体制の整備

- ・一般廃棄物処理を委託している岩見沢市（いわみざわ環境クリーンプラザ）と連携を図りながら、月形町一般廃棄物最終処分場との併用処理等の調整を図り、近隣市町村及び北海道に応援を求める。

通常の収集運搬・処理業務の確保に努めながら、災害廃棄物を迅速かつ適正に処理し、町民の生活基盤の早期回復を目指す。

- ・国の災害廃棄物対策指針の改定（2018年3月）

地方公共団体による災害廃棄物処理計画の策定に資するとともに、災害時に発生する廃棄物の処理を適正かつ円滑・迅速に行うための平時の備え、発災直後からの応急対策、復旧・復興対策を実施する際に参考となる事項をとりまとめた指針

- 大規模自然災害時においては、通常の生活ごみに加えて、避難所のごみや被災家屋等の片付けごみ、仮設トイレ等のし尿などの処理を円滑に行う必要がある。

部門別計画

月形町地域防災計画 月形町災害廃棄物処理計画

【7-1-2】地籍調査の実施

① 所有者不明土地対策の推進

- ・災害後の円滑な復旧に努めるため、北海道や他市町村と連携しながら、所有者不明土地の現状把握に努める。

部門別計画

所有者の所在の把握が難しい土地に関する探索・利活用のためのガイドライン

7 迅速な復旧・復興等

7-2 復旧・復興等を担う人材の絶対的不足

【7-2-1】災害対応に不可欠な建設業との連携

① 建設業者との連携協力の確立

- ・災害応急対策業務等に関する協定の締結

災害時の町所管施設等の災害応急対策活動に関する協定（月形建設業協会）

災害時における発電機の借用に関する協定（民間業者）

- 迅速な復旧・復興の担い手となる建設業者との連携協力が必要である。
- 各種応援協定の締結など、平時における建設業者との連携体制の整備が必要である。

【7-2-2】行政職員等の活用促進

① 他団体技術職員による応援体制

- ・広域応援に関する自治体間相互の協定の締結
災害時等における北海道及び市町村相互の応援に関する協定

- 大規模自然災害時における人材不足を補うため、自治体間の相互応援体制が必要である。

② 災害時におけるボランティアの活用体制の整備

- ・「南空知 9 市町社会福祉協議会における災害時相互支援協定」の締結（社会福祉協議会）
- ・北海道社会福祉協議会との「災害救援活動の支援に関する協定」の締結（社会福祉協議会）

- 災害時に社会福祉協議会と連携してボランティアの活用体制を整備する必要がある。

③ 民間企業等との連携体制の整備

- ・民間企業等の資機材の提供等に関する各種協定の締結【月形建設業協会ほか】

- 民間企業等の技術等を活用した復旧・復興体制の整備が必要である。

第4章 強靱化のための施策プログラム

1 施策プログラムの考え方

施策プログラムは、脆弱性評価において設定した「起きてはならない最悪の事態」を回避するため、施設の老朽化対策や耐震化などの「ハード施策」と、情報発信、防災訓練、防災教育などの「ソフト施策」を適切に組み合わせ、本町における強靱化施策の取組方針を示す47の「強靱化のための施策プログラム」を設定します。

施策プログラムの推進に当たっては、本町のみならず国、北海道、民間それぞれの取組主体が適切な役割分担と連携の下で行うこととします。

2 施策推進の指標となる目標値の設定

施策推進に当たり、個別施策の進捗や実績を定量的に把握するため、可能な限り数値目標を設定します。

なお、本計画に掲載する目標値については、施策推進のための財源措置等が担保されていないことに加え、北海道や国が推進主体となる施策も数多くあることなどから、経年的な事業量等を積み上げた精緻な目標ではなく、施策推進に関わる国、北海道、市町村、民間等の各関係者が共有する「努力目標」と位置づけるものとします。

また、計画策定後の状況変化等に機動的に対応するため、計画期間中においても、必要に応じ目標値の見直しや新たな設定を行います。

3 施策の重点化

施策推進に必要な財源の制約があることから、本計画の実効性を確保するため、優先順位を考慮した施策の重点化を図る必要があります。

本町の強靱化計画を北海道・国の強靱化へとつなぐため、月形町第5次総合振興計画の方向に沿った取り組みとの整合性を図り、また、本計画の実効性を確保するため、「北海道強靱化計画」との調和も図りながら、緊急性や優先度を総合的に判断し、重点化すべき施策項目を設定します。

4 推進事業の設定

施策推進に必要な各事業のうち、本町が主体となって実施する事業について、強靱化のための施策プログラムに基づき別表に整理します。

また、計画策定後の状況変化等に機動的に対応するため、計画期間中においても、必要に応じ推進事業の見直しや新たな設定を行います。

【強靱化のための施策プログラム】

強靱化のための施策プログラム		
1 人命の保護		
	1-1 地震等による建築物等の大規模倒壊や火災に伴う死傷者の発生	
	(1-1-1) 住宅・建築物等の耐震化	重点
	(1-1-2) 建築物等の老朽化対策	重点
	(1-1-3) 避難場所等の指定・整備	重点
	(1-1-4) 緊急輸送道路等の整備	
	1-2 火山噴火・土砂災害による多数の死傷者の発生	
	(1-2-1) 警戒避難体制の整備	
	1-3 異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水	
	(1-3-1) 洪水・内水ハザードマップの作成	重点
	(1-3-2) 河川改修等の治水対策	重点
	1-4 暴風雪及び豪雪による交通途絶等に伴う死傷者の発生	
	(1-4-1) 暴風雪時における道路管理体制の強化	重点
	(1-4-2) 除排雪体制の確保	重点
	1-5 積雪寒冷を想定した避難体制等の未整備による被害の拡大	
	(1-5-1) 積雪寒冷を想定した避難所等の対策	重点
	1-6 情報伝達の不備・途絶等による死傷者の拡大	
	(1-6-1) 関係機関の情報共有化	重点
	(1-6-2) 住民等への情報伝達体制の強化	重点
	(1-6-3) 通信施設等の防災対策	重点
	(1-6-4) 高齢者等の要配慮者対策	重点
	(1-6-5) 地域防災活動、防災教育の推進	重点
2 救助・救急活動等の迅速な実施		
	2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止	
	(2-1-1) 物資供給等に係る連携体制の整備	重点
	(2-1-2) 非常用物資の備蓄推進	重点
	2-2 消防、警察、自衛隊等の被災等による救助・救急活動の停滞	
	(2-2-1) 防災訓練等による救助・救急体制の強化	重点
	(2-2-2) 自衛隊体制の維持・拡充	
	(2-2-3) 救急活動等に要する情報基盤、資機材の整備	
	2-3 被災地における医療・福祉機能等の麻痺	
	(2-3-1) 被災時の医療支援体制の強化	重点
	(2-3-2) 災害時における福祉的支援	
	(2-3-3) 防疫対策	

強靱化のための施策プログラム	
3 行政機能の確保	
3-1 行政機能の大幅な低下	
(3-1-1) 災害対策本部機能等の強化	重点
(3-1-2) 行政の業務継続体制の整備	重点
(3-1-3) 広域応援・受援体制の整備	重点
4 ライフラインの確保	
4-1 エネルギー供給の停止	
(4-1-1) 再生可能エネルギーの導入拡大	
(4-1-2) 電力基盤等の整備	重点
(4-1-3) 多様なエネルギー資源の活用	
(4-1-4) 石油燃料等供給の確保	重点
4-2 食糧の安定供給の停滞	
(4-2-1) 食糧生産基盤の整備	重点
(4-2-2) 地場農産物の付加価値向上と販路拡大	
(4-2-3) 農産物の集出荷体制の保持	
4-3 上下水道等の長期間にわたる機能停止	
(4-3-1) 水道施設等の防災対策	重点
(4-3-2) 下水道施設等の防災対策	重点
4-4 町外との基幹交通及び地域交通ネットワークの機能停止	
(4-4-1) 交通ネットワークの整備	重点
(4-4-2) 道路施設の防災対策等	重点
(4-4-3) 広域的な公共交通の維持	
5 経済活動の機能維持	
5-1 サプライチェーンの寸断や中枢機能の麻痺等による企業活動等の停滞	
(5-1-1) 企業の業務継続体制の強化	
(5-1-2) 被災企業等への金融支援	
6 二次災害の抑制	
6-1 ため池の機能不全等による二次災害の発生	
(6-1-1) ため池の防災対策	
6-2 農地・森林等の荒廃による被害の拡大	
(6-2-1) 森林の整備・保全	
(6-2-2) 農地・農業水利施設等の保安全管理	重点
7 迅速な復旧・復興等	
7-1 災害廃棄物の処理の停滞等による復旧・復興の大幅な遅れ	
(7-1-1) 災害廃棄物の処理体制の整備	重点
(7-1-2) 地籍調査の実施	
7-2 復旧・復興等を担う人材の絶対的不足	
(7-2-1) 災害対応に不可欠な建設業との連携	
(7-2-2) 行政職員等の活用促進	重点

※「重点化すべき施策プログラム」は **重点** と表記しています。

5 施策プログラム及び推進事業の一覧

1 人命の保護

1-1 地震等による建築物等の大規模倒壊や火災に伴う死傷者の発生

【1-1-1】住宅・建築物等の耐震化

重点

① 民間住宅・建築物等の耐震化

- 「北海道耐震改修促進計画」に定める住宅や建築物の耐震化率の目標達成に向け、あんしん住宅補助制度による民間住宅等の耐震化を促進する。

推進事業	あんしん住宅補助事業（民間住宅の耐震化）
------	----------------------

② 公共建築物の耐震化

- 災害時において迅速かつ的確に対応するため、防災拠点となる公共施設の耐震性を維持する。
- 施設に付随する工作物や非構造部材の定期的な点検により施設全体の安全性を確保する。

【指標】

指標名	現状値	目標値（方向性）
住宅の耐震化率	90.6%	95.0% ↗

【1-1-2】建築物等の老朽化対策

重点

① 民間建築物等の老朽化対策

- 空き家等に関する管理意識の醸成により、空き家等の発生を抑制するとともに、空き家等の利活用や除却支援制度の活用による特定空き家等の除却を促進する。

推進事業	空き家対策（老朽化家屋除去）事業 空き家・空き地バンク制度 空き家調査員の育成
------	---

② 公共建築物の老朽化対策

- 「公共施設等総合管理計画」における基本的な方針を踏まえて、各施設の今後の在り方を検討の上、必要に応じた修繕等を実施する。
- 老朽化が進んでいる小中学校を統合し、児童生徒の安全安心な教育環境を整備するため、新たに義務教育学校を建設する。

推進事業	公共施設管理事業 義務教育学校整備事業
------	------------------------

【1-1-3】避難場所等の指定・整備**重点****① 避難場所及び避難所の指定・整備**

- 避難所や避難行動に関する周知を徹底し、認知度の向上を図る。
- 避難所運営に関する訓練を実施するとともに、地域との連携を含めた避難所の運営体制の構築を図る。

推進事業	防災対策事業（避難所運営に関する訓練の実施など）
------	--------------------------

② 福祉避難所の指定等

- 避難生活に特段の配慮を要する方のため、社会福祉法人等との連携を図りながら、災害協定に基づく避難所の確保に努める。
- 福祉施設である避難所における避難者の受入方法や受入態勢、移動手段などの体制を整備する。

推進事業	防災対策事業（避難に関する訓練の実施など）
------	-----------------------

【指標】

指標名	現状値	目標値（方向性）
避難所・一時避難場所の設置数	16 か所	16 か所 →
福祉施設との災害協定による避難施設	5 か所	5 か所 →

【1-1-4】緊急輸送道路等の整備**① 緊急輸送道路等の整備**

- 災害時における緊急輸送の円滑かつ確実な実施のため、関係機関と連携を図りながら、緊急輸送道路の計画的な整備を推進する。
- 緊急輸送道路を跨ぐ橋梁等の定期的な点検と計画的な修繕を推進する。
推進事業 一般国道の整備（国道 275 号の整備～交通安全対策）
道路改良・交通安全施設整備（道道 月形幌向線・岩見沢月形線・月形厚田線）
橋りょう維持事業（橋梁の長寿命化）

1 人命の保護**1-2 火山噴火・土砂災害による多数の死傷者の発生****【1-2-1】警戒避難体制の整備****① 火山噴火に対する警戒避難体制の整備**

- 国・北海道等の情報を注視するとともに、関係機関と情報共有・報告等を行う。

推進事業	防災対策事業
------	--------

1 人命の保護

1-3 異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水

【1-3-1】洪水・内水ハザードマップの作成

重点

① 洪水ハザードマップの活用

- 国や北海道における浸水想定区域の見直しなどを契機として、適宜防災マップの情報を更新するとともに、町民への周知や防災訓練等を実施する。
- 浸水実績に基づく内水被害の発生状況等を踏まえた対応を検討する。

推進事業	防災対策事業
------	--------

【1-3-2】河川改修等の治水対策

重点

① 河川改修等の治水対策

- 気候変動の影響を踏まえた計画的な河川改修や適切な河川管理による治水対策を推進する。
- 内水による冠水や浸水被害を防ぐため、雨水管の整備など計画的な雨水対策を推進する。
- 道路パトロールによる警戒体制の維持と土木事業者との連携による雨水対策を推進する。

推進事業	河川改修事業（北海道：道管理河川の治水対策） 道路維持事業（道路冠水への対応） 河川管理事業（適切な河川管理） 河川維持事業（河川改修と河川環境の維持）
------	---

② 北村遊水地事業の円滑な実施

- 北村遊水地事業の円滑な実施に向け、関係機関と連携しながら事業推進のフォローアップ調整を行う。

推進事業	雁里地区地域再編計画検討事業（国の北村遊水地事業の円滑な実施）
------	---------------------------------



資料提供：国土交通省北海道開発局

1 人命の保護

1-4 暴風雪及び豪雪による交通途絶等に伴う死傷者の発生

【1-4-1】暴風雪時における道路管理体制の強化

重点

① 暴風雪時における道路管理体制の強化

- 暴風雪時の車の立往生などを防止するため、交通障害の発生が予想される気象状況下において、多様な媒体を活用した注意喚起を実施する。
- 除雪状況や交通規制に関する適時の情報提供を推進する。
- 除排雪における体制整備を継続するとともに、事業者を含めた機動的な道路管理体制を確保する。
- 豪雪・冬期異常気象での災害時は、国・北海道と連携を図り、被害拡大を防止する。

推進事業

除排雪事業

【1-4-2】除排雪体制の確保

重点

① 除排雪体制の確保

- 除排雪機械の計画的な整備、更新を推進するとともに、オペレーターの確保と育成により、除排雪委託業者における除排雪体制を確保する。

推進事業

除排雪事業（除排雪機械の更新）

② 高齢者世帯等に対する支援

- 自力での除排雪が困難な高齢者や障がい者世帯等に対して、除排雪費用の一部を助成し、経済的負担の軽減を図る。

推進事業

高齢者世帯等除雪費助成事業

【指標】

指標名	現状値	目標値（方向性）
除排雪機械保有台数	14台	14台 →
除排雪除雪助成件数	4件	- ↗
除雪サービス利用件数【2021～2023年度の3年平均】	13件	-
高齢者世帯等除雪費助成事業利用件数	- 件	- ↗

1 人命の保護

1-5 積雪寒冷を想定した避難体制等の未整備による被害の拡大

【1-5-1】積雪寒冷を想定した避難所等の対策

重点

① 積雪寒冷を想定した避難所等の対策

- 毛布・ストーブ等の資機材の計画的な備蓄など、避難所等における冬季防寒対策を推進する。
- 厳寒期における災害の発生を想定し、災害時においても地域の拠点となる避難所等に電力と燃料を供給できる体制を整備する。

推進事業

防災対策事業（冬季における避難所の防寒対策）

1 人命の保護

1-6 情報伝達の不備・途絶等による死傷者の拡大

【1-6-1】関係機関の情報共有化

重点

① 災害時における情報連絡体制の確保

- 災害時における情報連絡体制を確保するため、防災行政無線の計画的な更新や定期的な動作確認など、適正な管理を推進する。
- 災害現場や避難所、関係機関等との迅速かつ的確な情報収集、伝達体制を整備する。

推進事業

防災対策事業（情報の収集、伝達体制の整備）

② 防災情報共有システムの運用

- 防災情報共有システムの効果的な運用による情報共有を推進する。

推進事業

防災対策事業（防災情報の共有）

【1-6-2】住民等への情報伝達体制の強化

重点

① 地域コミュニティの活性化

- 災害時は、「自助」や行政による「公助」とともに、地域コミュニティにおける住民間の「共助」の取り組みが不可欠なことから、自主防災組織の設立に向けた取り組みを推進する。

推進事業

防災対策事業

② 住民等への情報伝達体制の強化

- 災害時に安全な避難行動をとれるよう、障がい者や高齢者、旅行者などにも配慮した情報発信を行うとともに、災害情報の伝達手段の多様化や、わかりやすい情報の発信など、効果的な情報伝達体制を整備する。
- 停電時における情報伝達手段を確保するための電源対策や、利用できる媒体が限られる場合の情報伝達体制を整備する。

推進事業	防災対策事業 情報化推進事業
------	-------------------

【指標】

指標名	現状値	目標値（方向性）
町公式 LINE 登録者数	255 人	- ↗

【1-6-3】通信施設等の防災対策

重点

① 通信施設等の防災対策

- 災害時においても行政情報が確保され、行政システムを維持するために、通信インフラの計画的な更新を行い、行政情報のバックアップ体制の整備に努める

推進事業	情報化推進事業
------	---------

【1-6-4】高齢者等の要配慮者対策

重点

① 避難行動要支援者対策

- 避難行動要支援者に関する避難支援計画を整備し、要支援者名簿の適切な管理・更新を推進するとともに、災害時において迅速かつ円滑な支援をするため、地域との連携による支援体制を整備する。

推進事業	防災対策事業 ふれあい見守り推進事業
------	-----------------------

【1-6-5】地域防災活動、防災教育の推進

重点

① 地域防災活動の推進

- 地域の自主防災組織の設立や地域における防災士などの防災リーダーの育成などへの支援により、地域における自主的な防災活動を推進する。
- 防災士連絡会の定期的な開催による、防災士間及び関係機関との連携を促進する。

推進事業	防災対策事業
------	--------

② 消防団の活動体制の強化

- 消防団への加入促進と実践的訓練に取り組むとともに、装備品の計画的な整備を推進する。

推進事業	消防団事業（岩見沢地区消防事務組合月形支署）
------	------------------------

③ 防災教育の推進

- 通学路の危険箇所の注意喚起による事故等の未然防止や、平時からの備え、避難行動に関する意識啓発などの防災教育の取り組みを推進する。

推進事業	防災対策事業
------	--------

【指標】

指標名	現状値	目標値（方向性）
消防団員数	71 人	80 人 ↗

2 救助・救急活動等の迅速な実施

2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止

【2-1-1】物資供給等に係る連携体制の整備

重点

① 物資供給等に係る連携体制の整備

- 物資供給をはじめ、医療、救助・救援、情報通信など、災害時の応急対策を迅速かつ円滑に行うため、北海道及び道内市町村、民間企業・団体等との間で締結している防災に関する各種協定について、その実効性を確保するとともに、平時からの協力関係を構築する。

推進事業	防災対策事業
------	--------

【2-1-2】非常用物資の備蓄推進

重点

① 非常用物資の備蓄推進

- 各家庭における「自助」の取り組みである食料、飲料水等や最低限の生活物資、医薬品等の備蓄に関する町民への意識啓発を推進する。
- 非常用物資の計画的な備蓄と避難所等への事前配備など、備蓄品の適正配置を推進する。
- 断水時における迅速かつ円滑な応急給水体制を整備する。

推進事業	防災対策事業 応急給水対策事業（月新水道企業団との連携）
------	---------------------------------

2 救助・救急活動等の迅速な実施

2-2 消防、警察、自衛隊等の被災等による救助・救急活動の停滞

【2-2-1】防災訓練等による救助・救急体制の強化

重点

① 実践的な防災訓練等の実施

- 月形町地域防災計画に基づく訓練の実施により、関係機関相互の連携体制を強化し、災害対応の実効性の向上を図る。
- 住民や関係機関の参加の下、緊急度の高い災害を想定し、実践的な訓練を実施する。
- 各関係機関における訓練や関係機関相互の連携体制の強化を図るために行う複合災害に対応した訓練の実施により、災害対応能力の向上を図る。

推進事業	防災対策事業
------	--------

② 消防職員の育成

- 消防職員の災害対応力向上のため、各種研修等による計画的な人材育成を推進する。

推進事業	消防事務事業（岩見沢地区消防事務組合月形支署）
------	-------------------------

③ 応急手当、救命処置等の普及啓発

- AED（自動体外式除細動器）の操作方法など、町民向けの救急講習による救命処置等の普及啓発を推進する。

推進事業	消防事務事業（岩見沢地区消防事務組合月形支署）
------	-------------------------

【指標】

指標名	現状値	目標値（方向性）
救急救命士の人数	13 人	13 人 →
救急講習受講者数（岩見沢地区消防事務組合月形支署）	94 人	- ↗

【2-2-2】自衛隊体制の維持・拡充

① 自衛隊体制の維持・拡充

- 災害時において、救助・救援活動の中心としての役割が期待される自衛隊について、北海道内の配備体制の維持・拡充に向け、関係機関と連携した取り組みを推進する。
- 自衛隊員が退官後に防災対策専門員として「防災リーダー」の役割を担う人材を確保することにより、防災体制の強化及び自衛隊との連携体制の強化を推進する。

推進事業	自衛隊協力事務（自衛官募集事務等）
------	-------------------

【2-2-3】救急活動等に要する情報基盤、資機材の整備

① 救助活動等に要する情報基盤、資機材の整備

- 消防力を維持するため、消防車両の計画的な整備を推進する。
- 災害現場の「見える化」に向けた情報通信基盤や資機材の計画的な整備を推進する。

推進事業	消防車両整備事業（岩見沢地区消防事務組合月形支署） 消防資機材整備事業（岩見沢地区消防事務組合月形支署）
------	---

② AEDの設置促進

- 公共施設や民間企業等への AED の導入の促進と計画的な更新を推進する。

推進事業	防災対策事業
------	--------

2 救助・救急活動等の迅速な実施

2-3 被災地における医療・福祉機能等の麻痺

【2-3-1】被災時の医療支援体制の強化

重点

① 被災時の医療支援体制の強化

- 被災時において、状況に応じた適切な医療救護活動を実施するため、北海道や医師会等との連携による災害時医療支援体制を整備する。

推進事業	防災対策事業
------	--------

② 月形町立病院の医療の充実

- 医療従事者の確保や医療機器の更新等を計画的に進め、健全経営の維持に努めるとともに、医療支援体制の整備を図る。

推進事業	医療機械器具等整備事業
------	-------------

【2-3-2】災害時における福祉的支援

① 災害時における福祉的支援

- ふれあい見守り推進事業による要支援者名簿の整理と避難困難者に対する個別計画の作成を推進する。
- 平時における福祉的支援を支える人材の確保に向けた取組みを推進する。
- 平素から民生委員・社会福祉協議会・各福祉施設等との連携強化に努める。

推進事業	ふれあい見守り推進事業 民生委員活動支援
------	-------------------------

【指標】

指標名	現状値	目標値（方向性）
民生委員・児童委員の人数	16人	- →

【2-3-3】防疫対策

① 防疫対策

- 災害時における感染症の発生・まん延等を防止するため、平時からの感染症対策として、適時の予防接種通知や周知、未接種者への勧奨を行う。
- 手洗いやマスク着用、換気などの基本的感染予防策の普及啓発を推進する。
- 感染症対策に必要な衛生資材の備蓄及び家庭内備蓄の推奨に努める。

推進事業	感染症予防事業
------	---------

② 応急トイレの整備

- 簡易トイレや災害用トイレ袋などの計画的な備蓄を推進する。

推進事業	防災対策事業
------	--------

3 行政機能の確保

3-1 行政機能の大幅な低下

【3-1-1】災害対策本部機能等の強化

重点

① 災害対策本部訓練の実施

- 災害時に設置する災害対策本部が、迅速かつ的確な災害対応を行うことができるよう、災害対策本部訓練の実施と検証を通じて本部機能の強化を図る。
- 地域防災計画に基づく職員の動員体制の検証を行い、より有効な体制を構築する。

推進事業

防災対策事業

② 総合的な行政運営や防災等の拠点となる庁舎の機能等の充実

- 総合的な防災・災害復旧の拠点となる庁舎の整備を推進する。

推進事業

庁舎維持管理事業

【3-1-2】行政の業務継続体制の整備

重点

① 行政の業務継続体制の整備

- 災害時においても行政機能の低下を最小限にとどめ、災害対応や早期に再開する必要がある業務の処理体制を確保するため、地域防災計画に基づき、業務継続に重要な事項について、行動手順の点検や訓練の実施、検証により、計画の見直しを行うなど、災害対応力の維持・向上を図る。
- 総合的な防災・災害復旧の拠点となる庁舎における災害時の業務継続体制を確保するため、電気や水など、ライフラインのバックアップ機能の向上を図る。

推進事業

防災対策事業

【3-1-3】広域応援・受援体制の整備

重点

① 広域応援・受援体制の整備

- 災害時における広域的な支援体制の強化に向け、受援計画を策定することにより、他の自治体等からの支援を円滑に受けることができる体制を整備する。

推進事業

防災対策事業

4 ライフラインの確保

4-1 エネルギー供給の停止

【4-1-1】再生可能エネルギーの導入拡大

① 再生可能エネルギーの導入拡大

- 公共施設等への再生可能エネルギーの導入の拡大を検討する。

推進事業	あんしん住宅補助事業（太陽光発電システム設置助成）
------	---------------------------

【4-1-2】電力基盤等の整備

重点

① 電力基盤等の整備

- 電気事業者による電力基盤等の整備と適正な運用により、電力の安定供給を図る。（民間）
- 災害時も含めた電力の安定供給を確保するため、公共施設における電気設備の耐災害性の向上に努めるとともに、電源の多様化、分散化を推進する。

推進事業	防災対策事業
------	--------

② 停電時におけるバックアップ体制の構築

- 災害時における迅速かつ円滑な防災体制を整備するため、指定避難所などの防災拠点における非常用電源設備等の導入及び移動用発電機の整備を推進する。
- 地域における自主的な防災活動を支援するとともに、各家庭における平時からの備えに対する意識啓発により、「自助」の取組みを促進する。
- 災害時における町民の情報入手手段を確保するため、携帯端末等の充電サービスを実施する。

推進事業	防災対策事業
------	--------

③ 省エネ・ピークカットの推進

- 電気事業者の供給負荷を低減するため、民間を含む省エネやピークカットの取組みを推進する。

推進事業	街路灯補助金交付事業（町内会街路灯整備） 公共施設省エネ対策事業（公共施設 LED 化）
------	---

【指標】

指標名	現状値	目標値（方向性）
公共施設の LED 化施設数	15 施設	20 施設 ↗
町内会街路灯（453 基）における LED 照明設置基数	374 基	400 基 ↗

（2024 年 3 月現在）

【4-1-3】多様なエネルギー資源の活用

① 多様なエネルギー資源の活用

- 災害を想定した蓄電設備の導入によるバックアップ体制の整備を検討する。

推進事業	防災対策事業
------	--------

【4-1-4】石油燃料等供給の確保

重点

① 石油燃料等供給の確保

- 災害時における住民生活の安心と円滑な防災体制を確保するため、石油類の安定的な確保に向けた関係機関による協力体制の構築を図る。

推進事業	防災対策事業
------	--------

4 ライフラインの確保

4-2 食糧の安定供給の停滞

【4-2-1】食糧生産基盤の整備

重点

① 農業の担い手の育成・確保

- 農業後継者となるUターン者、農外からの新規参入者など、多様な担い手の育成と確保を図る。

推進事業	農業委員会活動事業（農地等の利用調整、農地保有の合理化） 新規就農者等招致促進事業（新規就農者に対する支援） 就農支援事業（親元就農者等に対する支援）
------	---

② 農業生産基盤の整備

- 土地改良施設の計画的な更新や、農地の大区画化・汎用化、排水性の改良、地下かんがい施設の普及促進などによる農業生産基盤の整備を推進する。
- 組織の統合による一体的な農地・農業用施設の維持管理に努める。

推進事業	基盤整備（農地整備等） ・国営かんがい排水事業 ・道営農地整備事業 ・農業水路等長寿命化・防災減災事業 ・農地耕作条件改善事業 日本型直接支払事業（農地・農業用施設の保全）
------	---

③ スマート農業の推進

- ICTの利活用による農作業の効率化・省力化、収益率の向上、農業技術の継承等を目指したスマート農業の実現に向けた取り組みを推進する。

推進事業	担い手確保・経営強化支援事業（スマート農業の推進）
------	---------------------------

【指標】

指標名	現状値	目標値（方向性）
農家戸数	165 戸	150 戸
新規就農者数	0.6 戸/年	1 人/年 ↗

【4-2-2】地場農産物の付加価値向上と販路拡大

① 地場農産物の付加価値向上と販路拡大

- 本町のもつ地域資源や特性を活かした新事業の創出や高付加価値化に向けた戦略的な取り組みを推進する。
- 空知型輪作の普及促進、新規作物の導入などによる生産性や品質の向上と地場農産物の販路拡大の取り組みを推進する。

推進事業	農産物ブランド化推進事業（農産物の付加価値向上） 6次産業化推進事業（農産物の付加価値向上） 農業振興事業（農業機械等の導入支援）
------	---

【4-2-3】農産物の集出荷体制の保持

① 農産物の集出荷体制の保持

- 強化した米の品質向上、ミニトマト・南瓜の生産拡大及び集出荷体制を保持するため、穀類乾燥貯蔵施設及び青果物集出荷貯蔵施設を計画的に維持管理する。

4 ライフラインの確保

4-3 上下水道等の長期間にわたる機能停止

【4-3-1】水道施設等の防災対策

重点

① 水道事業の危機管理体制の整備【月新水道企業団】

- 災害時における迅速かつ的確な対応を行うため、マニュアルの整備と訓練等の実施による危機管理体制の強化を図る。
- 災害時等において飲料水や生活用水を確保するため、応急給水・応急復旧体制を整備するとともに、広域での受援体制の構築を図る。

② 水道施設等の耐震化、老朽化対策【月新水道企業団】

- 災害時においても安定的な給水を確保するため、管路のループ化及び耐震化を推進する。
- 現在の更新整備計画を基本として、より現状に即した上水道耐震計画を新たに策定し、地震に強い水道施設の更新を推進する。

- 安全で快適なライフライン機能の充実を図るため、施設の老朽化や水質管理の強化等に向けた取り組みを進める。

推進事業	配水管整備事業（月新水道企業団）
------	------------------

【指標】

指標名	現状値	目標値（方向性）
配水管耐震率（月新水道企業団）	5.2%	7.0% ↗
配水池耐震化率（月新水道企業団）	33.3%	-

【4-3-2】下水道施設等の防災対策

重点

① 下水道施設の耐震化、老朽化対策

- 老朽化が進む下水道施設について、更新や機能強化を計画的に進めるとともに、適正な維持管理に努める。
- 現在 2 地区（月形地区・市南地区）ある処理区を、1 地区への再編・統合を検討する。

推進事業	月形地区処理施設の機能強化事業（2021 年度～2025 年度）
------	----------------------------------

② 合併処理浄化槽の設置促進

- 下水道処理区域外において、災害に強い特性を持つ合併処理浄化槽の設置を促進することにより、生活排水の適切な処理を推進する。

推進事業	合併処理浄化槽設置整備事業
------	---------------

4 ライフラインの確保

4-4 町外との基幹交通及び地域交通ネットワークの機能停止

【4-4-1】交通ネットワークの整備

重点

① 町の骨格を形成する幹線道路の整備

- 関係機関との連絡・協力体制を密に構築し、国道・道道のほか、幹線町道の整備に向けた取り組みを推進する。

推進事業	一般国道・道道の整備 町道の整備
------	---------------------

② 地域公共交通体系の整備

- 交通事業者等と協調しながら、利用者のニーズを踏まえた、効率的かつ利便性の高いバスの運行体制を確保する。
- 路線バスの利用が難しい地域に居住する町民を考慮したおでかけハイヤー事業の継続

推進事業	月形町地域公共交通計画（2024 年度～2028 年度） 地域公共交通対策事業
------	--

【4-4-2】道路施設の防災対策等

重点

① 道路施設の防災対策

- 橋梁については、計画的な点検と劣化予測に基づき、損傷の少ないうちに行う予防保全的な修繕を徹底することにより、安全で円滑な交通を確保するとともに、修繕・架け替えにかかるコストの縮減を図る。

推進事業	橋梁長寿命化修繕事業 町道維持管理事業
------	------------------------

② 地下埋設物の管理、空洞化対策

- 道路パトロールの実施や町民などからの情報提供による路面陥没の早期発見と発見後の速やかな補修等の体制を整備する。

推進事業	町道維持管理事業
------	----------

③ 街路樹の適切な整備、更新と維持管理

- 災害時における倒木による道路の閉塞を防ぐため、街路樹の適切な整備、更新と維持管理を推進する。

推進事業	町道維持管理事業
------	----------

【指標】

指標名	現状値	目標値（方向性）
点検を行う橋梁数	51	51 →

【4-4-3】広域的な公共交通の維持

① 広域的な公共交通の維持

- 災害時における早期運行開始や代替ルートの確保など、交通事業者との連携により、災害に強い運行体制の確保に努めるとともに、路線バスの利用促進を図る。

推進事業	地域公共交通対策事業
------	------------

5 経済活動の機能維持

5-1 サプライチェーンの寸断や中枢機能の麻痺等による企業活動等の停滞

【5-1-1】企業の業務継続体制の強化

① 企業の業務継続体制の強化

- 企業の業務継続体制を強化するため、関係機関と連携しながら業務継続計画の普及啓発を行う。

【5-1-2】被災企業等への金融支援

① 被災企業等への金融支援

- 災害に伴う経済環境の急変等により影響を受けた企業の早期復旧と経営の安定化を図るため、関係機関との連携による金融支援のセーフティネットの確保に向けた取組みを推進する。

推進事業	商工振興事業
------	--------

6 二次災害の抑制

6-1 ため池の機能不全等による二次災害の発生

【6-1-1】ため池の防災対策

① ため池の防災対策

- 防災重点ため池が破堤するおそれがある場合において、迅速かつ的確な避難行動ができるよう、被害想定区域や避難場所等を示す「ため池ハザードマップ」を作成するとともに、地域住民への周知の徹底を図る。

【指 標】

指標名	現状値	目標値（方向性）
防災重点ため池のハザードマップ作成率	100%	100% →

6 二次災害の抑制

6-2 農地・森林等の荒廃による被害の拡大

【6-2-1】森林の整備・保全

① 森林の整備・保全

- 災害時における土砂の流出や表層崩壊等を防止するため、林業の担い手の確保や育成に取り組むとともに、森林が持つ水源のかん養、防災・減災、地球温暖化の防止などの多様な機能を発揮させるため、造林や間伐などの効果的な森林の整備・保全を推進する。

推進事業	町有林整備事業（町有林の間伐・路網整備等） 豊かな森づくり推進事業（民有林の造林推進）
------	--

【指 標】

指標名	現状値	目標値（方向性）
森林経営計画面積の割合	84.2%	85% ↗

【6-2-2】農地・農業水利施設等の保全管理

重点

① 農地・農業水利施設等の保全管理

- 農業水利施設が持つ洪水防止機能、防火用水機能、消流雪用水機能などの多面的機能を発揮させるため、関係機関との連携により適正な管理を推進する。
- 災害時における農地の被害を低減し、農業生産体制を維持するため、農業用排水施設の適正な管理と計画的な整備・更新を図る。

推進事業	水利施設管理強化事業（農業水利施設の保全） 基幹水利施設管理事業（揚水機場等の適正管理）
------	---

7 迅速な復旧・復興等

7-1 災害廃棄物の処理の停滞等による復旧・復興の大幅な遅れ

【7-1-1】災害廃棄物の処理体制の整備

重点

① 災害廃棄物の処理体制の整備

- 大規模自然災害の発生を想定した災害廃棄物の処理体制を整備する。

ごみの発生量の予測、収集・運搬方法、仮置き場候補地、民間処理業者との連携などに関する項目についての検証のほか、早期の復旧・復興に向けた最終処分場への円滑な搬出作業を実施する上で必要となる仮置き場における分別方法の検討や、広域的な処理体制などを整備する。

推進事業	衛生センター管理及び塵芥処理事業 廃棄物広域処理事業
------	-------------------------------

【7-1-2】地籍調査の実施

① 所有者不明土地対策の推進

- 災害後の円滑な復旧に努めるため、北海道や他市町村と連携しながら、所有者不明土地の適正処理を行い、所有者把握を行う。

7 迅速な復旧・復興等

7-2 復旧・復興等を担う人材の絶対的不足

【7-2-1】災害対応に不可欠な建設業との連携

① 建設業者との連携協力の確立

- インフラ施設を適切に維持し、大規模自然災害時における迅速な復旧・復興を進めるため、建設業者との連携協力体制を強化する。
- 建設業者との各種応援協定の締結や協定に基づく訓練等の実施により、大規模自然災害時における所管施設等の迅速な復旧体制を整備する。

推進事業	防災対策事業
------	--------

【7-2-2】行政職員等の活用促進

重点

① 他団体技術職員による応援体制

- 災害時における北海道及び道内市町村との職員派遣による相互応援体制を確保するとともに、被災時における受援体制の整備に向けた取り組みを推進する。

推進事業	防災対策事業
------	--------

② **災害時におけるボランティアの活用体制の整備**

- 災害時における被災者支援のボランティア活動は、被災地の復興支援に重要な役割を果たしており、ボランティア活動の効果的・効率的な運用を図るため、社会福祉協議会との連携によるボランティアの活用体制の整備を推進する。

③ **民間企業等との連携体制の整備**

- 大規模自然災害からの迅速な復旧・復興を図るため、民間企業等の持つ人材や技術、資機材等の活用に向けた連携体制を整備する。

第5章 計画の推進管理

1 計画の推進期間等

計画期間は社会情勢の変化や「国土強靱化基本計画」及び「北海道強靱化計画」と調和を図る必要があることから、本計画の推進期間は5年間（2025年度～2029年度）とします。

また、本計画は、月形町の他の分野別計画における国土強靱化に関する指針として位置づけるものであることから、強靱化に関連する分野別計画においては、それぞれの計画の見直し及び改定時期に合わせ所要の検討を行い、本計画との整合性を図っていくものとします。

2 計画の推進方法

（1）施策ごとの推進管理

本計画に掲げる施策の実効性を確保するためには、明確な責任体制の下で、施策ごとの推進管理を行うことが必要となります。

このため、施策プログラムの推進に当たっては、庁内の所管部局を中心に、国や北海道等との連携を図りながら、個別の施策ごとの進捗状況や目標の達成状況などを継続的に検証し、効果的な施策の推進につなげていくものとします。

（2）PDCA サイクルによる計画の着実な推進

計画の推進に当たっては、前項で示した各施策の進捗状況や目標の達成状況を踏まえ、施策プログラム全体の検証を行い、その結果を踏まえた予算化や国及び北海道への政策提案を通じ、更なる施策推進につなげていくというPDCAサイクルを構築し、地域強靱化のスパイラルアップを図っていきます。